

〔倭訓栞前編七〕きんがい 絹垣と書り、古事記に純垣キヌと見え、儀式帳に生純衣垣スシノとも見ゆ、伊勢神宮遷座の時に用るもの也。

〔古事記中〕故天皇崩之後略○中 大雀命聞其兄備兵、即遣使者、令告宇遲能和紀郎子、故聞驚以兵伏阿邊、亦其山之上張純垣立帷幕略○下

〔古事記傳三十三〕純垣は純を長く引延て、垣の如く立隔つるを云、大神宮儀式帳新宮遷奉儀式行事に、人垣立氏、衣垣曳氏、蓋刺羽等捧氏、幸行とあり、今世にも、遷宮に絹垣とて此物あり、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事
絹垣帳一條長六丈、弘三幅、

〔止由氣宮儀式帳〕一新造宮御裝束用物事
生純衣垣一條長六尺、スシノ、キン、カキ、三幅、

〔古事記上〕爾其后、取大御酒杯立依指舉而歌曰略○中 阿夜加岐能布波夜賀斯多爾牟斯夫須麻爾古夜賀斯多爾略○下

〔古事記傳十一〕阿夜加岐能は、文垣アヤカキノ之にて、文アヤとは物の形畫き、彩色などせるを云なるべし、又は綾にもあるべし、綾として疑もあるべく、又其を垣は帷帳などを云なるべし、太神宮儀式帳に、衣垣曳氏とあるも、純キヌを垣の如く引延隔つるを云るに、准へて知べし、凡て加伎カキは内外を隔限る由の名なれば、何にても云べきなり、契沖は、文垣にて、垣をさまん、垣に彩たるを云か、と云、がたし、其故は、垣の下にと云ては、戸外の庭に寝るに、云々が下にと云るは、みな閨中の床のさとは、そのさま等しからぬを、其上此次の詞どもに、云々が下にと云るは、みな閨中の床のさまを云るに、その一つ々きの同詞にて、此のみ離れて、庭の垣下なるべきに、あらず、斯多は裏の意とも強ては云べけれど、さるにても被と垣とを一つ々きに、同詞以ていふべきに、あらず、垣と被とは同類の物にあらず、もし垣ならば、次に被とも垣の類の物にいふこそ、古言の雅なれば、次

〔日本書紀孝德二十五〕大化二年三月甲申、詔曰略○中 葬者藏也、欲人之不得見也、廼者我民貧絶、專由營墓、

垣代